

八王子市 防犯パトロールマニュアル (令和6年度版)



～守ろうよわたしの好きな街だから～

～防犯は 一人の目より 地域の目～
毎月20日は八王子市防犯の日

八王子市では、平成12年に過去最悪の刑法犯認知件数11,852件を記録しました。こうした中で、自分たちの力で犯罪の発生に歯止めをかけようと、地域の皆様が連携して、市内の各地域で防犯パトロールなどの自主的な防犯活動が年々広がってきました。

警察・地域・市が各々の役割を担い、精力的に防犯活動に取り組んだ結果、刑法犯認知件数は毎年減少を続けていました。しかし、コロナ禍において低迷していた経済活動が活発になり、令和5年の刑法犯認知件数は令和4年の2,517件から3,197件に増加しています。

更に犯罪を減らし、安全で安心して暮らせるまちを維持するためには、より多くの皆様に御協力をいただきながら、引き続き防犯活動を継続していくことが重要となります。

このマニュアルは、市民の皆様が、犯罪のない安全で平穏な暮らしを守るために自主的な防犯パトロールを行う場合に、安全に、そして効果的に実施していただく上での参考資料として作成したものですので、ご活用いただければ幸いです。

目 次

I	防犯ボランティアの結成を！・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
II	ボランティアの立ち上げから活動に至るまでの流れ・・・・・・・・	2 頁
III	防犯パトロールを始めるにあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	3 頁
IV	防犯パトロールの具体的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・	5 頁
V	防犯パトロールQ & A・・・・・・・・・・・・・・・・	9 頁
VI	八王子市からの支援・・・・・・・・・・・・・・・・	10 頁
VII	警察署管轄一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	12 頁

I 防犯ボランティアの結成を！

今、安全で安心して暮らせる地域社会の実現が強く求められています。

これを実現するためには、地域住民による防犯の輪を広げることがとても大事です。

この運動を成功させるポイントは、「無理をせず・できることから」です。

● まず、できることから始めよう…！



防犯ボランティアは、はじめから完全なものを求めると長続きしません。

例えば、町内での挨拶、声かけ運動や散歩、買い物時のパトロール、通学路の立番活動でも犯罪者を寄せ付けない人の目を確保し、犯罪企図者の接近の防止という効果があります。

自治会の会合などいろいろな機会を通じ、安全は地域住民で作り上げるものであること、住民それぞれが主役であることを共有し、活動していくことが大切です。

● 町内会やPTAなどと連携しましょう…！



住民は身近に犯罪が起こるととても不安に思います。

例えば、子どもを持つ親は、子どもが犯罪に巻き込まれはしないかと心配します。

同じような不安を持てば、きっとその対策に向けて多くの住民が防犯活動に参加してくれるはずです。

● 防犯パトロールは、昼と夜の2回が効果的です…！



ドロボウは昼夜を問わず行動します。その為、パトロールは、昼と夜の2回行うことで効果が高まります。

さらに、子どもの下校時に昼の防犯パトロールを行えば、子どもを犯罪から守る活動にもなります。

● 防犯パトロールは、なるべく目立つ姿で…!



パトロールは、ドロボウなどに犯罪の機会を与えないことが最大の目的です。地域住民が力をあわせ、防犯活動を積極的に行っていることをアピールすることが犯罪抑止につながります。

パトロールする時は、蛍光色のジャンパー（反射材付）を着用したり、携帯誘導灯など光を発するもの、拍子木や鈴（ハンドベル）などを携行すると存在感を強く示すことができ、効果があります。

また、日常的な住民同士のあいさつ（声かけ）なども地域の防犯に高い効果があります。

Ⅱ ボランティアの立ち上げから活動に至るまでの流れ

1. 有志を募りましょう



自治会・PTA・会社・学生・老人クラブなど、地域に居住する方や勤務する方でパトロールのできる方を募集しましょう。

2. 責任者を決めましょう



メンバーが集まれば、活動を効果的なものにするため、責任者・副責任者を決めましょう。

3. 活動方法を決めましょう



責任者を中心に、どのような方法でパトロールを実施するか、話し合しましょう。

4. 警察や関係機関・団体と連携しましょう



交番・駐在所、警察署から犯罪や危険個所の情報提供を受けたり、市役所防犯課からの活動支援を利用するなど、連携を密にして活動しやすい環境をつくりましょう。

5. パトロールの開始を知らせましょう



回覧板等により、パトロールの開始を地域の皆様に知らせ
て協力を求めるとともに、活動結果を地域に知らせることも
大切です。また、管轄の交番・駐在所にもパトロールの開始
を知らせましょう。

6. 既にパトロールを実施しているグループとの連携を図りましょう



既に活動しているグループと情報を交換することにより、
より効果的な活動が展開することができます。

Ⅲ 防犯パトロールを始めるにあたって

1 防犯パトロールってどんなことをするの？

犯罪のない「安全、安心な暮らし」の実現を目指して！

- ① 犯罪を未然に防止するための活動
- ② 地域住民への声かけや防犯指導
- ③ 非行防止や子どもの被害防止を目的とした青少年等への声かけ
- ④ 犯罪や事故が発生しやすい危険な場所の点検や警察等への通報
- ⑤ 犯罪や事故等を発見した際の警察等への通報
- ⑥ 不審者（車）等を発見した際の警察等への通報
- ⑦ 幼児や小学生等の通学路のパトロール
- ⑧ 迷子や傷病者等の要救護者を発見した際の警察や消防への通報と一時的な保護

皆様による防犯パトロールは、地域住民自らが地域ぐるみでまちの安心を見守っているという、犯罪者に対して大きな抑止力があります。しかし、警察官が行うパトロールとは違いますので、犯罪や不審者（車）を発見したときは、絶対に実力行使はせず、警察等に通報してください。

2 防犯パトロールは何時・どんなところでやるの？

曜日、時間帯、場所の選定！

- 防犯パトロールは、犯罪が多発している時間帯や場所（地域）を選定し実施してください。
- ＊ 空き巣等の侵入窃盗事件が多発している住宅街
- ＊ 幼児や小学生の通学路や公園等
- ＊ ひったくり等の街頭犯罪が多発している地域
- 多くの皆様が参加しやすい曜日・時間帯・場所（地域）を選定し実施してください。
- 大切なことは、一人でも多くの地域の皆様が参加し、継続的なパトロール活動を実施することです。

3 防犯パトロールは何人位でやるの？

- 防犯パトロール中に、危険な事態に巻き込まれる可能性がないとはいえません。そのため複数人で実施し、トラブルや緊急の事態が発生した場合には援護や連絡（110番等）が出来る体制で実施してください。
- パトロールを行う前に、責任者（リーダー）、サブリーダー、記録担当、連絡担当、救急担当などの役割を決めて、責任者の指揮のもとに集団で行動してください。集団から離れたり単独での行動はできるだけ避けてください。

4 防犯パトロールの際の服装は？

防犯パトロールを実施する際には、昼・夜間を問わず、蛍光色等の目立つ服装で実施してください。できるだけ、帽子・ジャンバー・腕章・タスキ等を着用し、統一的な服装で実施しましょう。

靴は、活動しやすい運動靴等を使用しましょう。

そうすることにより、

- 犯罪を行おうとする者や不審者に警告を発することになります。
- 地域の皆様にパトロール中であることをアピールすることができます。
- 皆様自身を交通事故等から守ることができます。

5 防犯パトロールの際に携行する物は？

- 110番通報や緊急時の連絡のために、携帯電話や警笛・防犯ブザー等を携行する。
- 夜間に実施する場合は、必ず懐中電灯等の照明器具を携行する。
- 犯罪や不審者等を発見した場合に、記録するためのメモ帳と筆記具を携行する。
- カメラを携行するのも効果的です。（個人の撮影には問題があります。）

【注意】 特殊警棒や木刀、バット、ゴルフクラブ等の凶器となる物や、催涙スプレー等は携行しないでください。携行することが犯罪となる場合があります。

IV 防犯パトロールの具体的な方法

1 犯罪を未然に防止するための活動

皆様のパトロール活動は、地域の犯罪防止に大きな効果があります。

パトロールの実施場所は、地元の警察署や交番、警視庁防犯アプリ「Digi Police」、「メールけいしちょう」、八王子市のメール配信サービス「犯罪被害発生状況」等からの地域の犯罪情報を参考にいただき、活動目的に沿った時間や場所（地域）を選定してください。

- ひったくり等の街頭犯罪を警戒する場合は、駅周辺や人通りの少ない通り等
- 侵入窃盗等の侵入犯罪を警戒する場合は、住宅街の裏路地等
- 車上ねらいを警戒する場合は、人通りが少なく、照明のない暗い場所にある駐車場や死角のある立体駐車場等
- 自転車やバイク盗等の乗り物盗を警戒する場合は、放置自転車、放置バイクの多い駅周辺や地域等

【注意】 私有地や施設に入る際は、無断で入ることなく、管理者の許可を得ましょう。

※「Digi Police」、「メールけいしちょう」、「犯罪被害発生状況」については、11頁の「八王子市メール配信サービス」をご確認ください。

2 地域住民への声かけや子どもの被害防止のための防犯指導

犯罪を行おうとする者は、現場を下見します。下見等の際に、住民や通行人から挨拶されたり、声をかけられることを嫌います。「見られている。顔を覚えられた。」と警戒するからです。

パトロール中は、相手の目を見て挨拶するなど、声をかけてください。

～「挨拶のいきかう街に空き巣なし」～

<挨拶とともに注意を促す場合の一例>

- 自転車を利用している女性やお年寄りを見かけたら、
「ひったくりに注意しましょう」「防犯ネットを着装しましょう」等
- 女性やお年寄りが人通りのない通りを通行していたら、
「表通りを通行しましょう」「鞆やバッグは建物側に持ちましょう」等
- 公園等で、幼い子どもだけで遊んでいるの見かけたら、周囲に不審な人(車)がいないか確認し、
「声をかけられても絶対について行かないでね」「知らない人の車に乗ってはいけないよ」等

3 非行防止を目的とした青少年への声かけ

青少年に対しては、次のような行為を見かけたら、声をかけてください。

その際、少年たちが注意を聞かず、不良行為等を止めない場合は、警察に通報してください。

- 少年たちが、夜間に公園やゲームセンター、コンビニ等でたむろしているとき
- 少年たちが、飲酒・喫煙等の不良行為をしているとき
- 自転車等に二人乗りしているとき

4 犯罪や事故が発生しやすい危険な場所の点検

皆様の周りには、犯罪や事故等を誘発する危険な場所や地域はありませんか？

パトロールの際に点検してください。

◎ 点検する場所等

- 過去に、ひったくりや性犯罪、放火、車上ねらい、子どもへの声かけ事案等の犯罪が発生した場所や地域
- 公園や空き地等、子どもたちが利用する場所や通学路に、周囲からの見通しを妨げる植栽、フェンス等。また、死角となる場所は無いか
- 街路灯（防犯灯）は点灯（設置）しているか、危険な場所は無いか

5 犯罪や事故等を発見した際の警察等への通報

犯罪現場や事故現場等には、皆様の他にも目撃している方がいると思いますが、人任せにすることなく積極的に110番通報してください。そして、目撃した時間や状況等をメモしてください。

- 110番通報の際には、慌てることなく係員からの質問に順序よく応えてください。
- 自宅の電話や携帯電話からの通報は、110番又は119番を直接ダイヤルしてください。
- 公衆電話の場合は、通報ボタンを押し、110番又は119番をダイヤルしてください。
- 住居表示が無く、町名番地が分からないときは、
 - ・「交通標識」の支柱に表示してある番号
 - ・「交通信号機」の制御機に表示してある番号
 - ・東京電力の「電柱」に表示してある番号
 - ・「自動販売機」の住所表示
 - ・「交差点」「建物」の名前を係員に知らせてください。
- 都県境での携帯電話からの110番の場合には、他県の警察本部に掛かる場合もありますが、その様な場合でも、県警察から警視庁へすぐに連絡されますので、通常通り、通話してください。

6 不審者（車）等を発見した際の警察への通報

「あれ！ 変だなー」と感じたら、迷わず110番等で通報してください。

- 不審者（車）等を発見しても、声をかけたり、捕まえようとはしないでください。相手から反撃される場合がありますので、警察に通報し、警察官が現場に来るまで不審者等の行動を監視してください。
- その場で110番が出来ない場合には、一人がその場所を離れて110番通報するか、通行人等に110番通報を依頼し、現場に残った人たちで不審者の行動を監視してください。
- 不審者等を発見した場合は、その者の性別、年齢、服装、身長、体格、髪型、所持品等をできるだけメモするようにしてください。
- 車やオートバイ等の場合は、色、型、ナンバー、乗車人員、ヘルメットの色や逃走方向（進行方向）等をできるだけメモするようにしてください。

7 幼児や児童等の通学路のパトロール

児童等を連れ去る事件や声かけ事案が起きています。

- パトロール中は、通学路に不審な人（車）がいないか確認してください。
- 子どもには、集団で登下校するなど、積極的に声をかけ、注意を喚起してください。
- 子どもが危険な遊びをしていたら、その場で注意し、学校関係者にも連絡してください。

8 パトロール日誌

パトロールを行ったら、必ず記録を残しましょう。

記録を残すことで、パトロールする人が変わっても注意事項等を引き継ぐことができ、効果的なパトロールを継続して行うことができます。

- パトロールを行った日時、参加者、場所、内容、結果、次回への引き継ぎ事項、その他気づいたことなどを記録しておきます。

《 お 願 い 》

◎ 事故等の防止

パトロールは、交通事故や負傷事故等に遭わないよう、十分に注意して実施してください。そのためには、交通ルールを守るほか、周囲の状況に十分に注意して実施してください。

また、昼・夜間を問わず、蛍光色の目立つ服装で団体で行動し、夜間は、懐中電灯等の照明器具を必ず使用してください。

◎ ボランティア保険への加入

皆様は、事故等に遭わないように、十分に注意してパトロールを実施されていると思いますが、思わぬ事故等に遭遇し、負傷することもありますので、ボランティア保険への加入をお勧めします。

◎ 地域での防犯活動の促進

近年、地域住民の皆様による防犯パトロール等の取組が市内各地域で広がりとつあり、犯罪抑止に大きな成果を挙げております。

防犯パトロールは、地域住民の皆様が、自ら、地域ぐるみでまちの安全を見守っていることをアピールすることで、犯罪者の側から見れば、その地域で通行人とすれ違うだけでも、自分が「見られているのではないか。通報されてしまうのではないか。」との危機感を抱かせ、犯罪者が寄りつきにくくなる、という大きな抑止効果があります。

「安全・安心な暮らし」の実現に向け、一人でも多くの方に参加していただくこと、また、継続的に実施していただくことが大切です。

V 防犯パトロールQ & A

市によくある、パトロール実施に関するお問い合わせについて

Q1：犯罪被害に遭いやすい場所には、どのような傾向がありますか。

A1：キーワードは「入りやすく」「見えにくい」です。

①多くの人が頻繁に出入りするため、住民以外の人がいいても不審に思われない場所（例：大通りから1～2本入った抜け道）

②高い塀や生け垣などの植栽で、外から中の様子が分からず、中からも外の様子が分からない場所

の周辺が要注意です。

また、ゴミが放置された空地があったり、落書きや壊れた掲示板が放置されていたりすることは、その地域は犯罪行為に対する警戒心が薄いというサインであり、より犯罪者にねられやすくなります。

Q2：集合住宅でも可能な防犯活動について教えてください。

A2：いくつかの例をご紹介します。

（1）防犯情報の掲出

市がメール等で配信する防犯情報を印刷し、近隣地域や集合住宅での被害の箇所を蛍光マーカー等で囲んで強調し、ロビー等の掲示板に掲出してください。

【理由】

似たような環境で犯罪被害が発生していることへの注意喚起になります。

（2）建物周辺の確認

以下の点を確認してください。

①屋上へは自由に出入りできないようになっているか。

②隣接する建造物があるかどうか。

③窓の近くに雨どいなどの配管が通っていないか。

④高層階だからと油断して、留守・夜間に窓を開け放している部屋がないか。

【理由】

高所作業に慣れている犯罪者は、屋上からロープ一本で降りてきたり、隣接する建物から飛び移ってきたりして室内に侵入してきます。確実な施錠や補助錠の使用、窓へは防犯フィルムを貼付するなどの対策を呼びかけましょう。

(3) 登下校時の見守り活動

ロビーやエントランス周辺に交代で、防犯パトロールの帽子や腕章を着用して、お一人立っているだけでも、不審者の出入りを抑止する効果が高くなります。

【理由】

子どもは、敷地内にたどり着いた安心感から緊張が解けてしまいがちですが、そうした子どもをねらった不審者に、体を触られるなどの被害が懸念されます(後をつけてきた男に、エレベーター待ちの際にスカートをめくられる、体を触られるなどの事例が複数有ります)。

(4) 駐車場のパトロール

住民以外の出入りがないか、また、車内に荷物を積んだままの車(特に、外から見える場所に貴重品を放置している車)があれば、持ち主に、車上ねらい被害にあう可能性が高くなることを伝えてください。

【理由】

近年、敷地内だから大丈夫だろうと思って車内に荷物を積んだままであったり、無施錠のままにしていたりした車両が、車上ねらいの被害にあう事例が増えています。

また、駐車場や駐輪場等のゲートがきちんと閉じたことを確認しないまま出かけてしまう住民の方がいると、犯罪者にフリーパスを与えてしまうことに繋がる可能性があります！

(5) 周辺の町会・自治会と連携してのパトロール

周辺住民の方と一緒にパトロールをすることで、周辺環境への関心が高まり、犯罪者がその地域に近づきにくくする効果が期待できます。

VI 八王子市からの支援

○防犯パトロール(町会・自治会等の団体向け)

・防犯パトロール用品の貸し出し

防犯パトロールに必要な物品を無償で貸し出しします。(例) 反射帯ベスト・帽子・腕章 等

・防犯パトロール中の事故などに対するボランティア保険への加入

防犯パトロール中の事故などにより第三者に与えた損害や、自身のケガ等を包括的に補償する保険です。保険料は市が負担します。

・地域防犯リーダー養成講習会の開催

より活発に、また効果的にパトロール活動を行えるように、地域の防犯活動を牽引するリーダーを養成するための講習会を開催します

・自主防犯パトロール活動推進写真展の開催

皆様の活動を広く市民の方に知っていただき、各団体の活性化を図るための写真展を開催します。

・自主防犯活動優良団体の認定

防犯パトロール活動に対して、組織的に、効率よく、活発に活動しているなど、その活動状況が特に優れている団体を、防犯協会からの推薦に基づき、審査のうえ優良団体として認定しています。

○防犯情報の提供など

・防犯に役立つ情報の提供

八王子・高尾・南大沢警察署からの情報をもとに、防犯に役立つ情報をメールやホームページなど様々な方法で提供しています。

・八王子市防犯指導員（セーフティーサポーター）の訪問活動

8名程度の元警察官を八王子市防犯指導員（セーフティーサポーター）として依頼し、防犯指導活動を行っています。防犯のノウハウを伝え、防犯対策などのご相談をお受けします。

・出前講座《『防犯』をはじめよう》

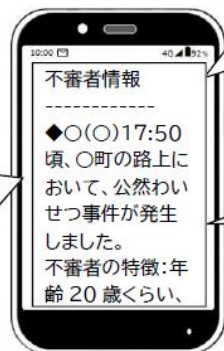
町会・自治会等が実施する防犯講習会などへ職員を講師として派遣し、防犯パトロール活動を行う際のポイントや特殊詐欺等の防犯対策などをお話します。

八王子市

メール配信サービス

防犯情報
配信中！

不審者の出没や
特殊詐欺等の
タイムリーな情報



犯罪による被害を防ぐために必要な
防犯情報

犯罪被害発生状況



メール配信サービスの詳細・登録はこちら
または「八王子市 メール配信サービス」で検索Q

八王子市の公式 SNS でも防犯情報を発信！



LINE



X (旧 twitter)



Facebook



警視庁からの
情報発信もチェック！



《メールけいしちょう》



《デジポリス》



VII 警察署管轄一覧

八王子警察署 電話 621-0110 (代)			
	町名		
あ	暁町 1～3	な	中町
	旭町		中野町
	東町		中野上町 1～5
い	石川町		中野山王 1～3
	犬目町		檜原町
う	上野町	は	八幡町
	宇津木町	ひ	日吉町
	梅坪町		平岡町
お	追分町	ふ	富士見町
	大谷町	ほ	本町
	大横町		本郷町
	大和田町 1～7	ま	丸山町
	小門町	み	三崎町
	尾崎町		みつい台 1～2
か	加住町 1～2		緑町
	上川町		南町
	川口町		南新町
き	清川町		宮下町
く	久保山町 1～2		美山町
こ	小宮町		明神町 1～4
	子安町 1～4	も	元本郷町 1～4
さ	左入町		元横山町 1～3
し	新町	や	八木町
せ	千人町 1～4		谷野町
た	田町	よ	八日町
	台町 1～4		横山町
	平町		万町
	高倉町		
	高月町		
	滝山町 1～2		
	丹木町 1～3		
	寺町		
	天神町		
と	戸吹町		

高尾警察署 電話 665-0110 (代)	
	町名
い	泉町
う	裏高尾町
お	大船町
	小津町
か	叶谷町
	上壱分方町
	上恩方町
	川町
く	櫛田町
さ	散田町 1～5
し	下恩方町
	城山手 1～2
す	諏訪町
た	大楽寺町
	高尾町
	館町
て	寺田町
と	廿里町
な	長房町
	並木町
に	西浅川町
	西寺方町
	式分方町
は	狭間町
	初沢町
ひ	東浅川町
み	南浅川町
め	めじろ台 1～4
も	元八王子町 1～3
や	山田町
よ	横川町
	四谷町

南大沢警察署 電話 653-0110 (代)	
	町名
う	打越町
	宇津貫町
お	大塚
か	鹿島
	片倉町
	上柚木
	上柚木 2～3
き	北野町
	北野台 1～5
	絹ヶ丘 1～3
こ	越野
	小比企町
し	下柚木
	下柚木 2～3
な	長沼町
	中山
	七国 1～6
	南陽台 1～3
に	西片倉 1～3
ひ	東中野
	兵衛 1～2
へ	別所 1～2
ほ	堀之内
	堀之内 2～3
ま	松が谷
	松木
み	南大沢 1～5
	みなみ野 1～6
や	鑓水
	鑓水 2

「ながら見守りパトロール」のお願い

地域の目を増やすため、皆様の日常生活のなかで、例えば、買い物の時間を児童の下校時間に合わせた、買い物し「ながらパトロール」、いつものお散歩の時間を児童の登校時間に合わせた、お散歩し「ながら見守り」をお願いします。

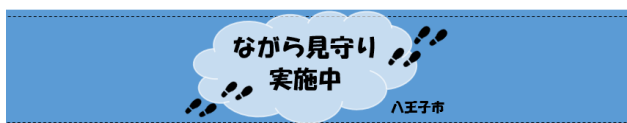
- ・自転車カゴに【防犯パトロール中】のシートを付けたり、腕章をつけて外出をしながらパトロール
- ・犬の散歩をしながら「わんわんパトロール」
- ・庭いじりや玄関先の掃除を、子どもたちの登下校時間に合わせた「ながら見守り」

★グッズの配布について★

市役所防犯課の窓口で、「ながら見守りパトロール」に活用できる腕章を配布します。ご希望の方は、防犯課まで電話でお問合せください。

※数に限りがあるため、先着順とさせていただきます

《 腕章 》



平成 23 年（2011 年）5 月 31 日発行 令和 6 年（2024 年）6 月 改訂

まとめ 八王子市生活安全部防犯課

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1

電 話 042-620-7395

F A X 042-620-7322

※本冊子は、警察庁生活安全局生活安全企画課による自主防犯ボランティア活動支援サイト及び警視庁生活安全総務課による防犯パトロールマニュアルをもとに作成しています。

（参考）各掲載ホームページ URL

警察庁=<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/>

（自主防犯ボランティア活動支援サイト）

二次元コードはこちら→



警視庁=<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/anzen/anshin/toranomaki.html>

（警視庁生活安全総務課 防犯パトロールマニュアル）

二次元コードはこちら→

